

三浦半島地区保健医療福祉推進会議委員の任期について

- 現在の任期

(令和 7 年 6 月 1 日から) 令和 9 年 5 月 31 日まで

- 任期の延長 (案)

(令和 7 年 6 月 1 日から) 令和 9 年 6 月 30 日まで

(理由)

委員の所属機関における役職が 6 月に開催される総会において変更となる例が多いため、今期に限り 1 か月延長し任期を令和 9 年 6 月 30 日までの 2 年 1 か月とする。

なお、要綱については今期限りであることから改正せずに任期を延長することとしたい。

【参考】

三浦半島地区保健医療福祉推進会議設置運営要綱 (抜粋)

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。